

平成 2 2 年度集團指導資料

介護老人保健施設

((介護予防) 短期入所療養介護含む)

平成 2 3 年 2 月 1 6 日 (水)

岡山県保健福祉部長寿社会課

岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページ（運営：岡山県）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35

集団指導資料については、長寿社会課のホームページからダウンロードが可能。

目 次

<資料1>

ユニット型介護老人保健施設の【施設の基準】一部変更	1
一部ユニット型施設に係る規定の廃止	12

<資料2>

介護老人保健施設と（介護予防）短期入所療養介護の主な関係法令等	17
実地指導等の指摘事項・運営上の留意事項等について	19
1 指導及び監査の実施方法	19
2 運営等に関する指摘事項等	22
(1) 人員に関する基準関係	
(2) 施設及び設備に関する基準関係	
(3) 運営に関する基準関係	
3 介護報酬に関する指摘事項等	31
(1) 夜勤職員配置加算	
(2) 認知症ケア加算	
(3) 外泊時加算	
(4) ターミナルケア加算	
(5) 初期加算	
(6) 退所時等指導加算	
(7) 栄養マネジメント加算	
(8) 療養食加算	
(9) サービス提供体制強化加算	
(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護関係報酬	
4 申請等各種手続関係	38
(1) 介護老人保健施設の管理者	
(2) 介護老人保健施設変更許可申請	
(3) 指定（許可）更新申請	
(4) みなし指定について	
(5) 業務管理体制	
その他各種伝達事項	40
1 広告等	
2 岡山市、倉敷市との役割分担	
3 介護支援専門員の資格管理	
4 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈	
5 介護老人保健施設入所者等に対する医療に係る診療料	
6 岡山県福祉のまちづくり条例及び建築関係	
7 介護労働者の労働条件の確保・改善	
8 メールアドレスの設定	
9 介護サービス関係 Q & A	
10 疑義照会（質問）	

< 資料 3 >

身体拘束	43
衛生管理に係る資料	46
介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針	56
介護保険事業者・事故報告書	
許可（指定）新規申請・更新申請に係る添付書類の取扱い	59
介護老人保健施設の許可に係る「みなし指定」の取扱い	63
業務管理体制の整備について	65
介護支援専門員の資格管理について（平成21年度版）	71
医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈 について	73
岡山県福祉のまちづくり条例 新規届出・協議窓口	76
建築関係法令協議先部署一覧表（平成22年4月1日現在）	
質問票、所管県民局一覧	78
岡山県長寿社会課ホームページ	80

< 別冊資料 > 「集団指導（医科）資料 平成22年度」

< 受付配布資料 > 「介護労働者の確保・改善について（ご依頼）」等

資料 1

<資料1>

ユニット型介護老人保健施設の【施設の基準】一部変更…………… 1

・平成22年9月30日 官報 第5407号…………… (2)

・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等
の一部改正について（抜粋）…………… (5)

一部ユニット型施設に係る規定の廃止…………… 12

・全国厚生労働関係部局長会議資料（平成23年1月21日）抜粋
…………… (13)

ユニット型介護老人保健施設の【施設の基準】一部変更

- 1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第108号 平成22年9月30日）

ユニットの療養室について面積基準が緩和された。（13.2㎡ 10.65㎡）
「標準」の標記削除

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第2節 施設及び接尾に関する基準

第41条 厚生労働省令で定める施設

第2項第1号ユニット

イ 療養室（3）

- （ ）~~13.2平方メートル~~10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし、（1）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。
- （ ）ユニットに属さない療養室を改修したものについては、~~10.65平方メートル~~以上とすること。ただし、（1）ただし書の場合にあっては、~~21.3平方メートル~~以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

<資料1（p2～4）「平成22年9月30日官報第5407号」参照>

- 2 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（老高発0930第1号 老老発0930第1号 平成22年9月30日）

平成17年10月1日に現に存する介護老人保健施設が同日において現に有しているユニットの面積については、10.65平方メートルを標準とするもので足りる。

<資料1（p5～11）「（別紙3）」参照>

(省 令)

○会社計算規則の一部を改正する省令 (法務三三)

○株式会社日本政策投資銀行の会計に
関する省令の一部を改正する省令
(財務五〇)

○株式会社日本政策金融公庫の会計に
関する省令の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済
産業一)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備
及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令 (厚生労働一〇八)

○国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管
理規則の一部を改正する省令
(環境二〇)

(規 則)

○公正取引委員会事務局組織規程の
一部を改正する規則 (公正取引委三)

(告 示)

○共同募金会が募集する寄附金を寄附
金額控除額の控除の対象となる寄
附金として承認する件 (総務三五五)

○消防用設備等の点検の基準及び消防
用設備等点検結果報告書に添付する
点検票の様式を定める件の一部を改
正する告示 (消防庁一六)

○公証人法第七條ノ二第一項の規定に
よる指定の件 (法務四九五)

○不動産登記規則等の一部を改正する
省令附則第三條第一項の規定に基
き事務を指定する件 (同四九六)

○日本国に帰化を許可する件
(同四九七)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館
等周辺地域の静穏の保持に関する法
律に基づく告示 (外務四二二)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げ
る物品の平成二十二年の初日から
平成二十二年八月三十一日までの輸
入数量を告示する件 (財務三一五)

○平成二十二年の初日から平成二十
二年八月三十一日までの生鮮等牛肉
及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示す
る件 (同三一六)

○平成二十二年の初日から平成二十
二年八月三十一日までの豚肉等並び
に生きている豚及び豚肉等の各輸入
数量を告示する件 (同三一七)

○関税暫定措置法別表第一の六第三項
に係る物品についての平成二十二年
度における輸入数量に基づく特別緊
急関税の発動日を告示する件
(同三一八)

○各都道府県共同募金会が平成二十二
年十月一日から同年十二月三十一日
までの間に募集する寄附金を寄附金
控除の対象となる寄附金又は法人の
各事業年度の所得の金額の計算上損
金の額に算入する寄附金として承認
する件 (同三一九)

○関税暫定措置法第八條の四第一項の
規定に基づき、特定特恵鉱工業產品
等について、輸入額等が限度額等を
超えることとなった特定特恵鉱工業
產品等及び月を告示する件
(同三二〇)

○認定特定非営利活動法人を公示する
件の一部を改正する件
(国税庁二七、二八)

○平成二十三年産あへんの収納価格
を定めた件 (厚生労働三五九)

○平成二十三年産産けしの栽培区域及
び栽培面積を定めた件 (同三六〇)

○保安林の指定をする件
(農林水産一六七九、一六九四)

○エネルギー環境適合製品の開発及び
製造を行う事業の促進に関する法律
に基づく需要開拓支援法人を指定し
た件 (経済産業二二一)

○土地区画整理事業の事業計画の変更
を認可した件 (国土交通一一二八)

○船舶安全法の規定に基づく事業場の
認定に関する規則第十七條第一項の
規定に基づき、整備規程の認可がそ
の効力を失った件 (同一二九)

○新宿御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑の
公開日時等を定める件の一部を改正
する件 (環境四七)

○道路に関する件
(東北地方整備局一三七)

○道路に関する件
(四国地方整備局九三、九四)

(人事異動)

内閣 法務省
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示 (北陸地方整備局)

法 務
公証人任免 (法務省)
再審による無罪判決の公示
(明石簡易裁判所)

産 業
日本工業規格
(経済産業省、国土交通省)

勞 働
最低賃金の改正決定に関する公示
(岩手労働局最低賃金公示一、石川同
一、大阪同三、四、広島同一)

(公 告)

諸事項

官庁
経済上の連携の強化に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の協定附属
書一の日本国の表において関税の課
許が一定の額を限度の基準として定
められている物品の輸入額、前払式
証票発行者の発行保証金に係る配当
表、建設業の許可の取消処分関係
裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、会社更生、船舶所有者等
責任制限、再生関係

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

二

三

三

三

三

三

○厚生労働省令第八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八條の四第一項及び第二項、第八十八條第一項及び第二項、第九十七條第一項から第三項まで並びに第百十條第一項及び第二項並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七條第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号イ③④中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ③④中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第二条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十條第二項第一号イ③④中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ③④中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項第一号イ③④中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ③④中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第四十條第二項第一号イ③④中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ③④中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項第一号イ④⑤中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ④⑤中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第六十一條第四項第一号イ④⑤中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ④⑤中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五條 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十條第一項第一号イ(3)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)印中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、(2)を削る。」

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第六條 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」を「「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の」に改める。

附則第七條第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」を「「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

大

写

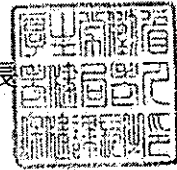
老高発0930第1号
老老発0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等（別紙1）に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年八月八日老企第40号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正後

第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

3 短期入所療養介護
 (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
 イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
 c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費（介護老人保健施設等の療養室等（介護老人保健施設並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)）及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費（介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)）及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)）及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五項又は第七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）とし、指定介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五項又は第七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）を満たすもの除外。

現行

第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

3 短期入所療養介護
 (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
 イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
 c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費（介護老人保健施設等の療養室等（介護老人保健施設並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)）及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費（介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)）及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)）及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十九号イ(3)(i)、第四十号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）を満たすもの除外。

イ(3)(i)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

- 6 介護保健施設サ－ビス
- (5) 介護保健施設サ－ビス費を算定するための基準について
介護保健施設サ－ビス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サ－ビス費
介護保健施設サ－ビスが、ユニツトに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニツト型個室」）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サ－ビス費
介護保健施設サ－ビスが、ユニツトに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)（指定居室サ－ビス基準改正省令附則第五号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものとし、同一の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護療養施設サ－ビス
- (9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サ－ビス費、診療所型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費のそれぞれ所定の単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サ－ビス費、療養型経過型介護療養施設サ－ビス費、ユニツト療養型介護療養施設サ－ビス費又はユニツト療養型経過型介護療養施設サ－ビス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからハへまで）療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
b ユニツト型の場合
(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすること。
(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものに於いては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

- 6 介護保健施設サ－ビス
- (5) 介護保健施設サ－ビス費を算定するための基準について
介護保健施設サ－ビス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サ－ビス費
介護保健施設サ－ビスが、ユニツトに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)（指定居室サ－ビス基準改正省令附則第四号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニツト型個室」）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サ－ビス費
介護保健施設サ－ビスが、ユニツトに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、同一（指定居室サ－ビス基準改正省令附則第四号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）（「ユニツト型個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護療養施設サ－ビス
- (9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サ－ビス費、診療所型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費のそれぞれ所定の単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サ－ビス費、療養型経過型介護療養施設サ－ビス費、ユニツト療養型介護療養施設サ－ビス費又はユニツト療養型経過型介護療養施設サ－ビス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからハへまで）療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
b ユニツト型の場合
(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。
(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号チ及びびり)療養病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものであるについては、一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号チ及びびり)療養病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものであるについては、一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

改正後	現行
<p>第五 3 ユニツト型介護老人保健施設 設備の基準（基準省令第四十一条） (2) 設備の基準 ④ 療養室（第一号イ） 二 療養室の面積等 ユニツト型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニツト型個室 一の療養室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができ、設備は、必要に応じて備えれば足りるところとしている。</p> <p>b また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二・三平方メートル以上とする</u>こと。 b ユニツト型個室 ユニツトに属さない療養室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養</p>	<p>第五 3 ユニツト型介護老人保健施設 設備の基準（基準省令第四十一条） (2) 設備の基準 ④ 療養室（第一号イ） 二 療養室の面積等 ユニツト型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニツト型個室 一の療養室の床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができ、設備は、必要に応じて備えれば足りるところとしている。</p> <p>ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上</u>とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、<u>建物</u>の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲である。 一三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。</p> <p>なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、<u>一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする</u>。 ・また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二・三平方メートル以上を標準として</u>いることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>b ユニツト型個室 ユニツトに属さない療養室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養</p>

室内に洗面所が設けられ、その面積を含み、療養室内に便所が設けられ、その面積を除く。遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていない。壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない療養室を設けたとしても準個室として認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする。（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第三十九号）附則第五条）。

ここで「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に三人部屋とするときは二・三平方メートル以上）とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあっては、建物の構造や敷地上的な制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一〇・六五平方メートル未満（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル未満）であつても差し支えないとする趣旨である。

室内に洗面所が設けられ、その面積を含み、療養室内に便所が設けられ、その面積を除く。遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていない。壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない療養室を設けたとしても準個室として認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として
いることについては、二一・三平方メートル以上とするこ
とが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護
老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニット
を造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的制約など特
別の事情によって当該面積を確保することが困難であると
認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二
一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣
旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室がaの要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。

一部ユニット型施設に係る規定の廃止

本資料作成時点において、改正後の基準省令・告示の条文、改正に係る解釈通知の内容が不明のため、資料1（p13～16）「全国厚生労働関係部局長会議資料 抜粋」を参考に改正の内容を説明します。

- 1 対象サービス 介護老人保健施設
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 2 改正の経緯 平成22年9月21日 社会保障審議会介護給付費文科会
「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」
平成22年12月 パブリックコメント募集
- 3 改正概要 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除。（公布・同日施行）
既存の一部ユニット型施設については、平成23年4月1日以降の許可の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として許可を受けることになる予定。
今後、ユニット型以外（更新前の一部ユニット型を含む）施設にユニット型の施設を増・改築する場合には、ユニット型部分について新規許可を受ける必要がある見込み。（既存部分も変更許可が必要となる見込み）
- 4 ユニット型とユニット型以外を併設する介護老人保健施設の人員配置・設備基準
人員に関する基準
管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員、その他の従業者は、入所者の処遇に支障のない場合は、併設する介護老人保健施設の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能。
介護職員は上記の対象外。
設備に関する基準
入所者へのサービス提供に支障がない場合は、一の設備をもって、ユニット型及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることが可能。
療養室、共同生活室、洗面設備、便所は上記の対象外

7. ユニット型及びユニット型以外の施設の併設施設（一部ユニット型）について

（1）経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設について、一部ユニット型施設に係る規定を廃止し、それに伴い、人員及び設備に関する基準の改正を行う。（パブリックコメントを12月17日まで実施。）

（2）改正内容

ア 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。

イ これにより、現在一部ユニット型施設という類型で1つの施設として運営されている施設が、ユニット型の部分とユニット型以外の部分で別の施設に分かれることとなる。

ウ 別々の施設にあっては、職員はそれぞれの施設の職務に従事することが基本であり、他の施設において同時に勤務することは通常考えにくい。旧一部ユニット型施設に勤務する職員については、入所者の処遇に支障がない範囲において、分離した施設の双方において職務に従事する勤務体制を可能とする。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第6条（職員の専従）

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

エ また、設備基準については、従来一部ユニット型施設であった施設において、入所者の処遇に支障がない範囲において、ユニット型施設とそれ以外の施設の双方で設備の共用を可能とする。

オ 省令改正に併せて施行通知を発出する予定であり、以下のとおりお願いする。

- (ア) 指定、加算等での円滑な事務の実施
- (イ) 都道府県、市町村の連携
- (ウ) 計画、建設中の多床室はやむをえないこととされていることへの留意

(3) 対象施設

- ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設
- エ 短期入所生活介護
- オ 短期入所療養介護

(4) 特別養護老人ホーム

- ア 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- イ ユニット型特別養護老人ホームと、ユニット型以外の特別養護老人ホームを併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

(ア) 人員に関する基準

施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員を除く）、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号に配置規定のある看護職員）は、上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項
第1号

昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

（イ）設備に関する基準

居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

（ウ）施行期日及び経過措置

- a 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- b 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の認可・指定の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として認可・指定を行うこととする。
- c 平成15年4月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として認可・指定を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく認可・指定を行うこととする。
- d また、特別養護老人ホームについて、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

（5）介護老人保健施設

ア 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。

イ ユニット型介護老人保健施設と、ユニット型以外の介護老人保健施設を併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

（ア）人員に関する基準

管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者については、入

所者の処遇に支障のない場合、併設する介護老人保健施設の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員は上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

(イ) 設備に関する基準

療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

(ウ) 施行期日及び経過措置

- a 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- b 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の許可の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として許可を行うこととする。
- c 平成17年10月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として許可を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく許可を行うこととする。

(6) その他の施設等

介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護についても所要の改正を行う。